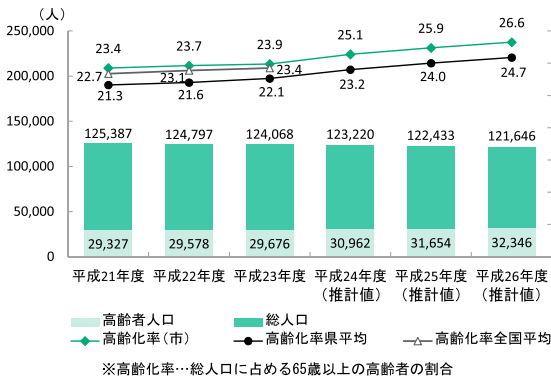


「佐野市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました

市では、高齢者の方たちが安全・安心でいきいきと暮らせる社会を実現するため、「佐野市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）」を策定しました。この計画は「やさしくふれあいのある健康福祉づくり」を基本理念として、高齢者にかかる保健福祉事業及び介護保険事業を総合的に推進していくための計画であり、65才以上の方の介護保険料算定の基礎になるものです。

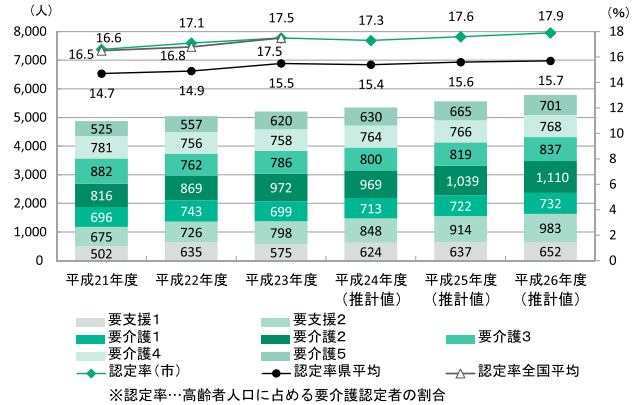
総人口と高齢化率

佐野市の総人口は減少しますが、介護サービスの対象となる高齢者人口（65才以上）は増加し、平成26年度には高齢化率は26.6%と推計され、高齢化が確実に進展しています。（各年度10月1日時点）



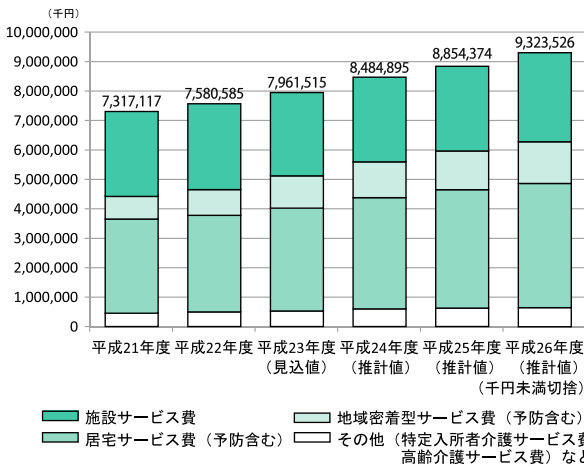
要介護認定者数

認定者数は着実に増加し、平成24年度には5,348人、平成25年度は5,562人、平成26年度には5,783人になるものと推計しました。（各年度10月末時点）



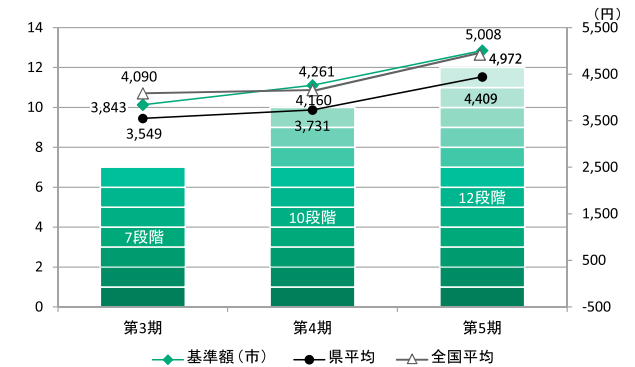
サービス別給付費などの推移

介護保険に係る費用は要介護認定者の増加とともに年々増加するものとみられ、平成26年度では93億2,353万円になるものと推計しました。



保険料段階

要介護認定者や給付費の推計を基に、第5期計画期間の保険料の基準額（月額）を、5,008円と算定しました。また、保険料段階は負担能力に応じたきめ細かい多段階設定を行い、保険料率は所得の低い方に配慮した率を設定しました。



《特別養護老人ホームなどの介護施設の整備を推進します》

サービス・施設種別	年 度	平成23年度末整備済量	平成26年度末整備目標量
介護保険施設（広域型）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	374床	444床
	介護老人保健施設（老人保健施設）	405床	405床
地域密着型サービス（施設・居住系）	小規模の特別養護老人ホーム	136床	146床
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	189床	198床
地域密着型サービス（施設・居住系以外）	小規模多機能型居宅介護	9カ所	11カ所
	認知症対応型通所介護	7カ所	7カ所
特定施設入居者生活介護（広域型）	混合型特定施設（介護専用型以外の特定施設）	175床	325床

お問い合わせは 介護保険課 第5期介護保険事業計画については・・・介護サービス係 20-3022
介護保険料については・・・保険料係 20-3022

※「第5期介護保険事業計画」は、市のホームページでご覧いただけます。

65歳以上の方の介護保険料が変わります

○第4期の基準額（年額）は51,100円でしたが、第5期では60,000円になりました。（月額では4,261円から5,008円となりました。） ※基準額=5,008円×12月（100円未満は切り捨て）

保険料改定の主な理由

①第1号被保険者に対する負担割合が、第4期の20%から21%となりました。②介護保険施設整備が図られています。③介護報酬改定が1.2%プラスとなりました。④要介護認定者が増え、介護サービス利用が増加しています（高齢化に伴う自然増）。

平成24年度から3年間の介護保険料（年額）

所得段階	区 分	保険料の調整率	年 額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.40	24,000
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.40	24,000
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.65	39,000
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	42,000
第5段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	54,000
第6段階 (基準額)	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	60,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.20	72,100
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	78,100
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額×1.55	93,100
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上500万円未満の方	基準額×1.65	99,100
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.90	114,100
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	132,200

○保険料通知書の発送について

7月15日頃、普通徴収者（納付書で納める方）へ「介護保険料納入通知書」を発送します。昨年は「年金天引き」だった方でも納付書で納める場合があります。納期限は7月から翌年2月までの毎月末（12月は28日）になります。金融機関及びコンビニエンスストアで納めて下さい。納付は納め忘れの心配がない「金融機関の口座振替」が便利です。納期限までにきちんと納めましょう。

また、8月初旬に特別徴収者（年金天引きの方）へ「介護保険料特別徴収開始通知書」を発送しますので、内容をご確認ください。（郵便事情等により到達までに数日かかる場合があります）